

栃木県公園施設長寿命化計画

令和4(2022)年度～令和13(2031)年度

令和4年3月
栃木県公園事務所

1. 都市公園整備状況

(令和4 年 3月時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
9公園	634.40 ha	3.30 m ²

2. 計画期間（西暦） [2022 年度～ 2031 年度（ 10 箇年）]

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	特殊	合計
			2	2	4			1				9

②選定理由

当県には9箇所の県営公園が存在するが、令和2年内には全ての公園が開設から20年を超え、公園施設の老朽化が全体的に進んでいる状況にある。そのため、公園利用者の安全の確保及びライフサイクルコストの縮減を目指し、全ての県営都市公園において計画的な改築や修繕、適切な管理が必要であることから、9箇所全ての公園を計画の対象とすることとした。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
676	338	1204	205	230	27	273
管理施設	災害応急対策施設	その他	合計			
4104	0	20	7,077			

②これまでの維持管理状況

栃木県が(公財)栃木県民公園福祉協会等を指定管理者に指定し、各指定管理者は「公園事業計画書：各年度提出」を作成し、事業計画書にもとづいて維持管理を実施している。
「公園事業計画書」では、各公園の設置目的を踏まえた維持管理方針を記載している。

③選定理由

公園台帳、既存資料、現地調査で確認した公園施設の中から、長寿命化計画の対象（①公園の役割・特性に沿った主要施設、②安全性を確実に確保、維持する必要がある施設、③公園施設の維持管理に欠かせない施設、④更新維持費が高額になる施設、⑤バリアフリー化が必要な施設）となる公園施設を選定した。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

点検調査は、令和3(2021)年11月～12月にかけて、遊具を除く全公園施設を対象に健全度調査を実施した。遊具については、公園施設業協会の遊具点検マニュアルに則って令和3(2021)年11月に実施した、遊具点検調査結果を活用している。

また、国交省の「公園施設長寿命化計画策定指針（案）：国土交通省都市局公園緑地・景観課（平成30年10月）」に則り、健全度調査を実施した。

	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a. 一般施設 (5132)	336	4072	649	75	
b. 遊具等 (205)	5	88	71	41	
c. 土木構造物 (208)	14	153	23	18	
d. 建築物 (268)	27	191	45	5	
e. 設備機器類 (1264)	109	970	136	49	

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5に示した各施設の健全度判定に沿って設定した緊急度判定に基づくこととする。

国土交通省の公園施設長寿命化計画策定指針(案)【改訂版】に則り、健全度判定A・Bの施設を緊急度「低」、健全度判定Cの施設を緊急度「中」又は「高」、健全度Dの施設を緊急度「高」に区分し、緊急度の高い順に補修・更新の対策を実施することとする。

具体的には、次の優先順位の考え方を目標に、施設の経過年数等に沿って計画対象施設に対する補修・更新を行う。

管理区分	緊急度	健全度	対応	
			補修	更新
予防保全型施設	高	D	—	・計画期間の初年度又は前期(2～5年目)に更新する。
	中or高	C	・計画期間の前期(2～5年目)に補修する。	・計画期間の前期(2～5年目)又は(6～10年目)に更新する。
	低	B	・必要に応じて計画期間の後期(6～10年目)に補修する。	・計画期間後に更新する。
		A	・計画期間内は経過観察とし、計画期間後に補修する。	・計画期間後に更新する。
事後保全型施設	高	D	—	・計画期間初年度に更新する。
	中	C	—	・計画期間の前期(2～5年目)に更新する。
	低	B	—	・必要に応じ計画期間の後期(6～10年目)に更新する。又は計画期間後に更新する。
		A	—	・計画期間後に更新する。

【注記】

- ・前年度の長寿命化計画(H24～R3)で、早期に措置が必要と判定した施設については、本計画の初年度又は前期(2～5年目)に補修又は更新を行う。
- ・前期(2～5年目)及び後期(6～10年目)の補修・更新では、対応の必要性が高い遊具・建築物・各種設備類や、使用見込み期間を大きくオーバーしている施設を優先させる。
- ・9公園全体において予算平準化を図るため、これによらない場合がある。

(施設)

	緊急度判定		
	高	中	低
a. 一般施設 (5132)	183	541	4408
b. 遊具等 (205)	42	70	93
c. 土木構造物 (208)	27	14	167
d. 建築物 (268)	22	28	218
e. 設備機器類 (1264)	92	93	1079

7. 対策内容と実施時期

① 日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、公園指定管理者により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防する。また、この時点で健全度調査を実施し、補修、もしくは更新を判定する。

清掃等は、指定管理者によるもののほか、地域住民や各種団体等による民間活力の活用を推進する。

a. 一般施設等、c. 土木構造物等、d. 建築物等

- ・ 日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。また対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

b. 遊具等

- ・ 日常点検及び定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・ 施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
- ・ 同年に実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

e. その他設備等

- ・ 法で定める年1回実施する定期点検を健全度調査として活用する。

②公園施設の長寿命化のための基本方針

1. 予防保全型に類型した施設

- ・ 出来るだけ健全度がB時点で適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
事後保全・予防保全の類型は、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえて確定
- ・ する。
毎年の定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設（a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物）については、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。

- b. 遊具等、e. その他設備等
 - ・ 日常点検及び定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
 - ・ 点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。
 - ・ 定期点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

- d. 建築物等
 - ・ 100㎡を越える特殊建築物は法で定める3年に1回以上の定期点検を実施し健全度調査として活用する。また、栃木県で定める建築物の補修、もしくは更新計画に従い長寿命化対策を実施する。

2. 事後保全型に類型した施設

- ・ 維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・ 日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を行う。
- ・ 使用見込み期間は、処分制限期間が20年未満の施設は、処分制限期間の2倍、20年以上40年未満の施設は、処分制限期間の1.5倍、処分制限期間が40年以上の施設は、処分制限期間の1倍を基本とし、補正を掛けた期間を採用する。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期など

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②+③】	4,345,494 千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	2,270,534 千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	2,074,960 千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	434,549 千円

備考）計画期間の概算費用（千円）を記述（様式1、様式2との整合に留意）。

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は
1,122,168 千円 である。

備考）ライフサイクルコストの縮減額などを記述

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔 年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。